# 鳥取市環境審議会（平成２６年度第１回） 議事録

１．日　時　平成２６年８月２１日（木）１３：３０～１５：３０

２．場　所　鳥取市役所本庁舎６階第１会議室

３．出席者　（委員）

岡崎会長、房安副会長、榎委員、藤沼委員、有田委員、佐々木委員、竹本委員、牛尾委員、手島委員、平尾委員

（事務局）

羽場副市長、澤田部長、牧課長、米村参事、鈴木課長補佐、川上係長、房安主幹、藤井主任

４．審議事項

（１）一般廃棄物処理手数料の見直しについて

① 可燃ごみ、プラスチックごみ処理手数料（指定ごみ袋の価格）

② 可燃ごみ処理手数料（自ら搬入する場合）

③ 大型ごみ処理手数料

④ 特定家庭用機器廃棄物処理手数料

⑤ 動物の死体処理手数料

５．議事録署名委員選出　有田委員、佐々木委員

６．議事概要　以下のとおり（注：発言内容は一部要約して掲載しています）

| 発言者 | 発言内容 |
|---|---|
| 事務局 | 定刻になりましたので、只今から、平成２６年度第１回鳥取市環境審議会を開会いたします。 |
| 澤田部長 | （あいさつ） |
| 会長 | （あいさつ） |
| 副市長 | （諮問） |
| 事務局 | それでは、これ以降の進行につきましては、岡崎会長に議長をお願いいたします。 |
| 会長 | それでは、審議会日程４番目は議事録署名委員選出となっています。今回は、有田委員、佐々木委員にお願いしたいと思います。よろしいですか。<br>５番目の議事に入ります。一般廃棄物処理手数料の見直しについて、先ほどの諮問の審議ということになります。はじめに部長さんのあいさつにありましたとおり、本日は１回目ということで、主に実態の理解、把握に力点を置いて、事務局からの説明、委員からの確認、質問、また意見や気になるポイント等を出していただき進めたいと思います。それでは、①可燃ごみ、プラスチックごみ処理手数料（指定ごみ袋の価格）について、事務局から説明をお願いします。 |
| 事務局 | （資料説明） |
| 会長 | ありがとうございました。それでは質問、ご意見等ありましたらお願いします。 |
| 委員 | Ｐ７のデータについて教えてください。プラスチックごみの排出量データがあ |

| 発言者 | 発言内容 |
| --- | --- |
| | りますが、プラスチックごみとして資源化された量でしょうか。 |
| 事務局 | 東部広域行政管理組合のいなばエコリサイクルセンターへの総搬入量になります。 |
| 会長 | Ｐ８の指定ごみ袋で売り上げた時の料金は、消費税がかかっておらず、消費税分は税務署に納めなくていいという理解でよろしいでしょうか。 |
| 事務局 | 市（一般会計）には納税義務がないということですので、消費税分は税務署に納めておりません。 |
| 委員 | Ｐ１５の家庭用自然エネルギー導入促進事業がこの経費で充てられるようになった経緯を教えてください。 |
| 事務局 | Ｐ１４を見ていただきたいのですが、平成１８年度に市民政策コメントの募集の資料【鳥取市「家庭ごみの有料化」について（案)】の中で、ごみ処理手数料の使途ということで、自然エネルギー推進事業にも充てることが適当であるとしており、現在、家庭用自然エネルギー導入促進事業に充当しているところです。 |
| 委員 | 何か審議会の答申があったのか、それとも課独自で考えられたのでしょうか。 |
| 事務局 | 平成１９年２月当時の清掃審議会において、説明を行い、了解いただいているところです。また平成１９年１０月からごみの有料化事業を始めましたが、事前に各町内会に出前説明会をしており、その中でもどういった事業に使うのかという質問に対して、自然エネルギーにも使っていきたいと説明し、理解していただいていると考えております。 |
| 委員 | 一度決まって了解されたことが、議会の質問により変えれるものなのか、今後、審議していただけたらと思います。 |
| 事務局 | 平成１９年１０月からごみの有料化事業が始まり、Ｐ１５のとおりの歳入があり、それを目的にしたがって各事業に使わせていただいているところです。自然エネルギー導入促進事業に充てられた予算を別のごみの事業に充てたとしても、一般財源が自然エネルギー導入促進事業に充てられますので、総額としては変わらないということになります。 |
| 委員 | Ｐ１５の手数料充当事業の中の地球温暖化対策実行計画策定費が２２年度と２３年度だけありますが、ごみに特化していないという理由で、２４年度以降はこれもやめられたのでしょうか。 |
| 事務局 | この計画は期間が５年間であり、２２年度、２３年度がちょうど策定年度になっていましたので、手数料を充てたものです。次の計画策定の年にこの予算を使うかどうかは、その時の予算の考え方でやっていきたいと考えます。 |
| 委員 | Ｐ１５のＩＳＯ１４００１運用管理経費がありますが、２４年度、２５年度は経費があがっていません。予算としては、おそらく審査料がメインになると思いますが、これはなぜでしょうか。 |
| 事務局 | 予算という枠の中で、どの事業にどの財源を充てるのかということになります。２４年度以降のＩＳＯ運用管理経費については、一般財源で行っております。 |
| 委員 | 再資源化等推進団体奨励金とは具体的にどのような団体が使われているのでし |

| 発言者 | 発言内容 |
| --- | --- |
| | ょうか。 |
| 事務局 | これは、新聞、雑誌、段ボール等の廃品回収をされた際に、実績に基づき奨励金と交付している事業です。いろいろな団体がありますが、ＰＴＡ、町内会等、各団体が集められています。 |
| 会長 | 続きまして、②可燃ごみ処理手数料（自ら搬入する場合）の説明を事務局から説明をお願いします。 |
| 事務局 | （説明） |
| 委員 | 先の話になるのでどうかとは思いますが、２９年度から河原町にごみ処理場ができた場合、今までは近くの処理場への持ち込みで良かったのが、これからは河原町まで持って行くことになります。ごみ処理場が遠くなる人は、ごみを持って行くためにガソリン代などもかかり、個人負担が上がるのですが、その辺のことについて、全般的な考え方で結構ですが、どのように考えられているのでしょうか。 |
| 事務局 | 現在の予定では２９年４月稼働ということですが、今までは住んでいるところが青谷町であれば、近くのながおクリーンステーションに持って行けば良かったのが、河原町に持って行くことになります。新しい可燃物処理場は、東部広域行政管理組合が運転管理をしていくことになると思われますので、今からどのような金額設定になるのか、もう少し近づき、分かるようになりましたらご報告したいと思います。 |
| 会長 | Ｐ１７の家庭系・事業系別ごみ排出量のグラフがありますが、これは搬入可燃ごみのデータですか、それとも鳥取市で発生しているトータルのデータになるのでしょうか。 |
| 事務局 | これは、可燃ごみ、資源ごみ、不燃ごみの合計量でトータルになります。 |
| 会長 | 持ち込みごみ量となると少なくなるということでいいのでしょうか。 |
| 事務局 | そのとおりです。 |
| 会長 | 具体的に数字というのは出ているのでしょうか。今回、持込み可燃ごみの手数料の値段をどうするかという議論の中で、その料金がかかる対象のごみの実績はどの数字を見ればよいのでしょうか。<br>また、持込みされた可燃ごみの量は全体の何%になるのでしょうか。 |
| 事務局 | Ｐ１８に処理量とありますが、神谷清掃工場をはじめとする市内４施設で処理した処理量が対象です。これまでの計算方法を踏襲しまして、工場の運営料という観点から全体の処理量で計算をしています。 |
| 会長 | お尋ねしたいのは、実際に神谷清掃工場等で処理しているうち、持込み手数料の対象となるごみの量が全体の何%くらいなのか、割合が多いのか少ないのかというところです。 |
| 事務局 | 今回の資料にはそのような資料がありませんので、次回の会議でご提示したいと思います。 |
| 会長 | あまり厳密でなくても、全体の１割くらいとか、５%くらいとか、大体の見当 |

| 発言者 | 発言内容 |
| --- | --- |
| | がつけば、判断をする上での参考になるのではと思ったところです。 |
| 事務局 | 了解いたしました。 |
| 委員 | Ｐ２０の中で「地域経済への影響を考慮に入れ、検討を重ねる必要があります」とありますが、食品リサイクル率の集計はされていますか。「減量効果が期待できます」と書いてありますが、推測ですか、それとも根拠があっての話でしょうか。 |
| 事務局 | 市が生ごみの中間処理業の許可を出している業者が２社、収集運搬業者が数社ありますので、毎月の実績報告の中で食品リサイクルがどの程度の量行われているのか、その分については把握しております。<br>ただし、各事業者がどれだけ食品リサイクルを行っているかまでは、市としては把握していません。<br>現在、可燃ごみで処理されているものが、可燃ごみ搬入手数料が食品リサイクルの処理手数料より少し高くなれば、食品リサイクルの方へ回っていくため、食品リサイクルの推進につながっていくことが期待できます。<br>このことについては、生ごみの中間処理の許可業者さんも同様のことを言っておられました。 |
| 会長 | 続きまして、③大型ごみ処理手数料、及び④特定家庭用機器廃棄物処理手数料について、あわせて説明を事務局から説明をお願いします。 |
| 事務局 | （説明） |
| 委員 | Ｐ２７の手数料というのは、収集運搬する料金ですよね。これ以外にリサイクルするための料金が必要だと書いてありますが、収集運搬の運ぶ先はそれぞれ決まっているのでしょうか。 |
| 事務局 | 運搬先は国の指定引取場所であり、鳥取市東部で具体例を挙げますと、牧浦商店と日本通運千代水倉庫になりますので、ここに持って行って引き取っていただくことになります。そこに国に認可された家電リサイクル業者が回収することになっています。 |
| 委員 | 現在２か所ということですね。 |
| 事務局 | そうです。なお、ご自分の車等で持って行くことが可能な方でしたら、この収集運搬料金は不要になり、リサイクル料金だけでよくなるのですが、運ぶ手段がない方は、収集運搬料金とリサイクル料金が必要になります。 |
| 会長 | 先ほどの説明で業者の方から大きなテレビの重たいものと、小さく軽いものとでの苦情があるということはよく分かりましたが、冷蔵庫にも大小ありますが、そちらには苦情はありませんか。 |
| 事務局 | 委託業者から意見を聴取したのですが、冷蔵庫は特に意見はなかったのですが、テレビについては強いご要望がありましたので、このような提案になりました。 |
| 委員 | 収集運搬する料金ですが、１個でもこの値段ということでしょうか。運転手の経費とか諸費用がかなり掛かるとは思うのですが。 |
| 事務局 | １個だけを取りに行くこともあるとは思いますが、基本的には日程調整をして、大きなトラックでまとめて何か所かを回っていると聞いています。 |

| 発言者 | 発言内容 |
| --- | --- |
| 会長 | 続きまして、⑤動物の死体処理手数料の説明を事務局から説明をお願いします。 |
| 事務局 | （説明） |
| 委員 | 市道、県道に動物が死んでいることがありますが、例えば家の前の道路に動物が死んでいた場合に連絡すると、連絡した人が処理手数料を支払うことになるのでしょうか。 |
| 事務局 | それについては無料になります。道路であればその管理者が取りに行くことになります。そこで通報された方に料金を請求するということはありませんので、ご連絡いただきたいと思います。 |
| 委員 | 動物が道路に死んでいた場合はどうしたら良いのでしょうか。 |
| 事務局 | 市民の方が、ここは県道、市道、また国の管理だと判断することは難しいと思われます。市から管理者へ連絡いたしますので、まずは市へご連絡いただけたらと思います。なお、現場に行った際に場所がわからないということがないように、ご連絡いただいた方に連絡先をお聞きするかもしれませんが、ご了承いただきたいと思います。 |
| 委員 | 市では年に数回一斉清掃を行いますが、枝木や除草ごみ等の処理は、ごみ処理経費となっているのでしょうか。 |
| 事務局 | 一斉清掃については、町内会活動の一貫の事業として予算計上されているため、このごみ処理経費には含まれていません。 |
| 委員 | その回収されたものは廃棄処分しているのか、それとも堆肥化したりしているのでしょうか。 |
| 事務局 | 現在は、市の施設で燃やして処分しています。 |